

平成 21 年第2回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成21年2月19日 開 議 午前9時30分

日程第 1	末武議長	おはようございます。山西毅議員、久元豊議員より欠席の届出がありました。また、執行部、土地改良課長、久保田正章君欠席のため、課長補佐 森末史博君が出席しておりますのでご報告します。ただ今の出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成21年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。 招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 栗田隆義君。
	栗田町長	皆さんおはようございます。本日は、平成21年度第2回まんのう町臨時議会を開催をいたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては、大変ご多忙の中、お集まりをいただきましてありがとうございます。本日上程させていただいておりますのは、平成20年度まんのう町一般会計補正予算1件でございます。よろしくご審議のほうお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。
	末武議長	ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。事務局長 久留嶋一之君。
	久留嶋局長	それでは、ご報告申し上げます。 町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。 以上で報告を終わります。
	末武議長	議会報告を終わります。
日程第 2		日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則119条の規定により、議長において、7番 白川美智子君、8番 大西樹君を指名いたします。 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし。) 異議なしと認めます。

日程第 3	末武議長 栗田町長 末武議長	よって会期は1日間と決定いたしました。 日程第3 議案第1号 平成20年度まんのう町一般会計補正予算案第4号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。 それでは、ただいま上程されました議案第1号 平成20年度まんのう町一般会計補正予算第4号案についてのご説明を申し上げます。 今回の補正につきましては、国の平成20年度一般会計補正予算第2号において計上されております定額給付金及び子育て応援特別手当の支給に伴う給付金並びに事務の実施に必要な財源の確保をお願いするものでございます。 1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4540万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ96億9592万5千円とするものであります。 3ページをお開きください。歳入では、国庫補助金の補正額を3億4519万7千円といたしております。また、繰越金を20万3千円、補正計上いたしております。歳出では、総務管理費で3億3550万円、児童福祉費で990万円補正計上いたしております。 9ページをお開きください。歳出では第2款総務費、第1項総務管理費に新たに第18目定額給付金給付事業費を設け、3億3550万円を計上いたしました。主なものといたしましては、賃金で378万4千円、これは臨時嘱託員、臨時アルバイトの賃金でございます。役務費で518万円、これは郵送費、振り込み手数料でございます。使用料及び賃借料で326万1千円、これはシステム導入使用料、パソコンレンタル料等でございます。負担金補助金及び交付金で、3億2104万円を計上いたしております。 10ページをお開きください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第3目児童措置費で990万円の補正を行っております。主なものといたしましては需用費84万円、これはコピー代等の消耗品、印刷製本費でございます。負担金補助及び交付金で900万円を計上いたしております。 ご審議いただき、ご議決たまわりますようお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 9番、藤田昌大君。
--------------	-------------------------------------	--

	栗田総務課長 末武議長 藤田議員	具体的な事務につきましては、それぞれ個人の情報等もございます。たとえば、ほとんどの方が振り込みになると思われますので、その口座の番号の、パソコンの中に入力するというようなこともございますので、できるだけまんのう町役場の職員で対応できる部分については、対応できたらというふうに考えておりますが、それ以外の発送時の軽作業、あるいは受給者からの返信による郵便の処理等につきましては、嘱託員、あるいは臨時職員の採用もそれぞれ2名ずつ程度考えております。それから、具体的な事務の流れにつきましては、ご承知のように、この給付金の財源の裏付の関連法案が、まだ国のほうで議決されておきませんので、本格的な給付金申請書の送付というのは、今、その結果を待たなければ、具体的な期日については申し上げられませんが、その国での議決ができれば、早急に発送の事務に取り掛かりたいというふうに考えております。 給付方法につきましては、それぞれ方法がございますが、一般的な方法といたしましては、振込みにするか、あるいは現金で取りに来ていただくか、どちらかになるというふうに考えております。約7千世帯、対象の方がございます。こちらのほうでも考えておりますのが、すべての対象の方がご理解いただくのは、おそらく無理ではないかというふうに考えております。こちらの町のほうから、まず申請書について発送をいたします。それで、今度は受給者、対象者のほうから必要な書類をこちらに返信していただくようになるんですが、それで、100%返信はしていただけない部分、残りの部分なんですけど、100%に満たない残りの部分については、やはり追跡調査をする必要があるというふうに考えております。締め切り期間が9月30日まででございます。ある一定の時期に、これはチェックをして、まだ返信されていない方については、町のほうからお知らせするか、あるいは1つの場所に集まっていただいて、連絡をさせていただき、場所に集まっていただいて、記述の方法をこちらのほうから説明するか、そういうふうにして、取りこぼしのないようにしたいというふうに考えております。 専門窓口を設けるかどうかというお話でございますが、これにつきましても、本庁はもちろん、それから各支所、それから各公民館、そういう出先を通じまして、できるだけ住民の方にご不便のかからないような方法をとるようには考えております。 申請される期間は9月30日までです。以上でございます。 藤田昌大君。 大綱的な部分はお聞きしましたけれども、具体的に憲法に定められている、国民すべてに平等な権利ということを解釈しておきたいと思うんですね。ということは、たとえば、9月30日までに手続きして、僕が勝手に解釈して悪いんですけど、それ以降10月1日から支給すると。こうなれば、すべての人にその機会を、10月1日がくれば、誰がでも可能やということにしてもらわないと、それから今から順次するというのでは困りますので、体制はきちっとしておいてもらいたいと。それは平等な権利だろうと思いますので、前にいっぺん、地域振興券でしたか、4月1日から順次説明に行きますいうて、満濃町の場合、最後になった
--	------------------------------------	--

	栗田総務課長	それと、周知につきましては、音声告知器あるいは広報等も利用したいというふうに考えております。また、それでも当然、残ることは考えられますので、まだ返事をいただいてない対象者につきましては、こちらのほうから洗い出しまして、何らかの対応はすると、しなければならないというふうに考えております。 それからまた、振込みの口座につきましては、特に、こちらのほうから金融機関を指定するというふうには考えておりません。柔軟な対応ができる方法をとりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。
	末武議長 藤田議員	藤田昌大君。 一番問題が、振込先の金融機関だったと思うんです。そのなかで、全体的な部分でどこでも可能にしますという対応がありましたんでよろしいんですが、全体の一番心配しとんのは、周知徹底の、広報に書いたり、いろいろすると思うんです、流したり、いろいろすると思うんですけど、したって十分ではないということをもっと理解して、町当局として十分なことをやって、まだ十分でないという認識はしとってほしいと思うんです。町民にすれば、自分が聞かなんだらいかんという感覚しかありませんから。たとえば、広報に載つとる分が、全部載せとるがいうて見よる人1割ぐらいでしょう、はっきり言うて。見よるいうたらお悔やみと新生児誕生と、後のいろんな情報載せておきながら、十分見てない実態があると思いますので、そのへんについてはぜひ、言われてあたりまえというつもりで、言いましたが言わんと、言われたら、ああそうですか、抜けとったというぐらいの対応をせんと、たぶんトラブル発生すると思いますので、これについてはちゃんとしておいてもらいたいと思います。 1点、こっちばかり言うて、民生費忘れとったんで、民生費についてお聞きしますが、900万の具体的な使用する項目と期間、いつまでに使用してしまうかという分、どういう具体的な行事をするんやということを、ちょっと質問漏れしとりましたんで、ちょっとこっちばかり言うて、ありますので、その2点だけ質問して終わりたいと思います。
	末武議長 寶智福祉保健課長	寶智課長。 藤田議員さんのご質問でございますが、子育ての応援特別手当の概要について、若干説明をさせていただきます。 まず目的でございますけれども、子育て応援特別手当の目的といたしましては、平成20年の10月30日に閣議決定されたもので、生活対策の一環ということで承っております。多子世帯の幼児期、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり3万6千円を支給するというものでございます。 次に、支給対象となる子供についてであります。平成20年度において、世帯に属する3歳以上、18歳以下の子が2人以上おり、かつ小学校就学前3年間に該当する子ども、具体的には生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子どもさんでございますけれども、第2子以降の子どもさんが対象となります。手当の額につきましては、対象となる1人あたり3万

	實智福祉 保健課長 末武議長 本屋敷議員 末武議長 栗田総務 課長 末武議長 三好議員	6千円、同居している世帯主に対して支給をいたします。 また、申請手続きにつきましては、該当者に対して、申請書を定額給付金と一緒に郵送する予定でございます。手当ての受け取りは原則として、先ほど総務課長が申しましたように、口座振込みとなります。期限といたしましては、受付開始から6ヶ月となっております。基準日は2月1日ということでございます。 まんのう町の現状でありますけれども、現在の対象世帯は228世帯。対象人数が239人ということで、今現在は把握いたしております。けれども、予算計上といたしましては、250名分を計上させていただいております。これについては、国のほうで追加交付を認めんということで、若干多く予算計上をいたしております。 以上が、子育て応援特別手当の概要でございます。よろしくお願いいたします。 3番、本屋敷崇君。 ほとんど、藤田議員さんからあったとおりなんですけど、1つ、皆さん気になる点として、予算の閣議決定が関連法案が通っていない中で、各市町村、臨時予算として挙がってきとんですけれども、もしこの衆議院のほうで、法案が通らなかった場合には、先行して事務をしても大丈夫なのかということだけですね、聞かせていただけたらと思います。 総務課長、栗田昭彦君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。 議員さんご指摘の点については、担当者としても心配しているところでございます。国のほうからの話といたしましては、仮にですけれども、仮に関連法案が議会を通らない場合でも、今までに費やした事務費等は、今回の定額給付金関係の補助対象になるというお話を承っておりますので、その点については、町といたしましても、何とか予算措置ができるんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。 三好勝利君。 私も、藤田さんに関連して、また、先の議員さんとも関連はするんですが、単純な質問なんですけど、たとえば、民生費の中で990万の手当てという中で、約1割の手数料をとっておると、使っておると。これを、あれだけのたくさんの職員も、皆さん、やっぱり忙しい人は忙しい、暇な人は暇な人でしょう。それは結構です。あれだけの人数がおりながら、なぜこれだけの経費をとってやらなければ配布ができないんですか。 それともう1点と、ここにも運搬費と、おそらく60万は振り込み料だと思います。それから、総務課長に、9ページでここにも518万ですか、通信費手数料、通信費は郵送料はいると思いますけど、振り込み手数料は公務の場合は特別枠があるんじゃないかな
--	---	---

	三好議員 いんですか。これは適用されんのですか。あくまでもこれは公金だと思いますけど。公金の振込みの場合は手数料うんぬんという項目があると思うんですけど、それは適用されんのですか。 それと、事務機のリースうんぬんとあるけど、今ある事務機では、たくさんありますけど、これで対応できないものか。極端に言えば、特殊な、造幣局が持つような機械がいるんか、日銀が持つような機械がいるのか、そのへんも聞かせていただきたい。いずれにせよ、事務経費はいただけるもんだと聞いております。全国で８７０億です、約、計算で、報道されておるのが。だいたい地方の、近いうちに選挙がありますけど、それもやはり公的経費８７０億というふうに聞いております。今回は、個人全部が有権者でなく、全人間が対象で分かるんですけど、そのへんが、今おられる職員で対応ができないものか。総務課でできなければ他の課から行くと。我々議会が行くわけにはいきませんし。 それともうひとつは、先ほど７千世帯か、そのなかで１割か、約、はっきり分かりませんが、別の議員さんが質問しておりましたけど、失礼ですけど、意味が分からない、１人住まいの方でどうして返事していいか分からない、遅れる、おそらくそういうのは多々あると思います。その前になぜ、まずもって、あれほどの数の民生委員の方がおってお世話いただいて、民生委員の方は人間的にも人格的にも、まず信用のおける方が、町長より任命を受けるとと思います。そういうことも対象に入れておるのか。ただ単に、これだけはいらからいるんじゃないというんでなくして、先般も補正予算でありましたように、相当議論されました。今日も、後ろに報道関係来とりますけど、こういう肝心なことを書いてもらわないかん。国会のようなばかみみたいな審議でなく、こういう真剣な、ほんとうに微に入り細に入り、わずか千円２千円、３千円の金額を論議しておるんです、ほんとに。国が１００億なら、地方はおそらく１００円、２００円なるでしょう。でも、やはり、これは大事なことです、我々議会としては慎重に審議して、十分やれというふうに、皆さんから付託を受けておるわけですので、ただ単に、期間が迫ってくるから、また、ちょうどタイミング悪く、年度末の一番忙しい時に、こういう余分な仕事が出てきたわけです。余分になりますけど、総務課長が１月に代わったのと同じで、私が言うたでしょう。一番大事な時に主力の課長が代わっておると。そのへんもやはり、考えなければいけないんですよ。今回もこういうなとこで、９月までという大きなスパンがあるわけですから、十分そこらへんを検討していただいて、ただ、くれるから何でもえんじやいうんでなくして、やはり、まんのう町はまんのう町単独で、合併はしたけど、合併してないところはいいですよ。これほど賛否両論ありながら合併してやっとなるわけですから、できることはきちっとやっていくと。そのへんに対して、町長の答弁をいただくほど、あまり大きな問題でありませんで、総務課長、それから福祉課長、担当として説明いただきたいと思います。 末武議長	総務課長、栗田昭彦君。
--	--	--------------------

	栗田総務課長 末武議長 實智福祉保健課長 末武議長 三好議員	三好議員さんのご質問にお答え申し上げます。 まず人件費の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、できる範囲の部分については、職員での対応も考えております。ただ、職員で対応できない部分等もあるというような認識を持っております。そういう部分につきましては、やはり一定期間だけではございますけども、嘱託の方、あるいは臨時のアルバイトの方をお願いする必要があるんでないかなというふうに思っております。 それから、振込み手数料のことでございますが、今回の定額給付金につきましては、有償といいますか、有料といいますか、そういうふうな取り扱いになるものだという認識をいたしております。それから、パソコン等の使用料がかなりかかるわけですが、まず一番多いのが、ソフトシステムを、これは中讃広域の電算センターで、今開発をいたしております。2市3町共通のシステムを開発いたしております。これに250万程度かかります。それから、パソコンにつきましても、専用パソコンが必要になるというふうに思っております。このようなことで、使用料がかなりかかるというふうに考えております。 それから、周知の方法ですが、これが非常に大きな問題というふうに、私どもも考えております。議員さんご指摘のように、民生委員さんなんかにもお願いしたらということでございますが、もちろん、民生委員さんにもお願いをしなければならない部分があるかも分かりません。ただ、まず申請書を全対象世帯の方に、町としては、まずお配りをしたいというふうに思っております。お配りをして、それで、いくらこちらのほうに帰ってくるか、それもある一定の期間を設けまして、その期間までにいくらの方からの返信があるかということを状況を見まして、その後、まだ返ってない方への周知の方法について、自治会の方をお願いするか、あるいは民生委員の方をお願いするか、様々な方法を検討いたしまして、漏れののないような形を探ってまいりたいと思っております。以上でございます。 福祉保健課長、實智俊史君。 ただいまの総務課長が申しましたように、今のところ、民生委員さんを通じてご協力をいただくということは考えておりません。ただし、1人暮らしとか、寝たきりの方、このような方は、申請書をお配りしても回収がちょっと難しいという場合にはご協力をお願いするということを考えております。以上です。 14番、三好勝利君。 こなな臨時議会まで開いて、人は一部は笑うかも分かんけど、私のような頭の悪いのが、こうやってどんどん質問しとるわけですけど、明確な担当課長がおりながら、そういうのも予測せずに、単なる考えととる。やはり、すべて十分考えて考えて、最終的にやっていただきたいと。我々、真剣にこうやって議会に出てきとるわけですから、はっきり言うて。ただ単に、出て来い言う
--	---	---

	栗田総務課長 三好議員 末武議長 谷森議員	いただきたい。その後のアフターフォローにつきましては、議員さんご指摘のように、様々な手法を協議しまして、周知の方法をしなければいけないというふうに思っております。その1つとして、民生委員さんをお願いするというのももちろんお願いをしなければいけないというふうなことは考えなければいけないと思っております。そういうんで、またその時には、民生委員さんのほうにもご無理をお願いしなければいけないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 振込み手数料の問題なんですけども、これにつきましても、こちらの総務課のほうで協議をいたした経緯がございます。その中で、有料もやむを得ないというふうなことでございますが、すべての金融機関には、町のほうからは具体的なお話はしておりません。ただ、国のほうのお話として、こういう流れというようなことで、今回、この振込み手数料を計上させていただいております。以上でございます。 執行部のほうも相当苦労はされとると思いますけど、なお十分検討していただいて、今日はひよっとすれば、給付金はいいとして、手数料うんぬんについては、後、休憩もして、もう少し考えないかなという議員さんもおられますので、その次といたしましょう。やはりその点は、我々町民サイドとしては、皆さん四苦八苦して、やっこの給付金が出た。それも中央では、もともと大きな重責というか、日本に1人しかおらない重責になった人が、反対でもしようかというようなことが報道されておりますけど、我々は、そういうことに関してはうんぬん言ってないです。この手数料、経費、事務経費や福祉費も通じて、何とかならないかといったところをお願いしとるわけですので、勘違いしないように、今後よろしくお願いします。 谷森哲雄君。 いろいろご意見が出ておりますが、2、3お尋ねしたいと思います。 総務課長のお答えの中で、臨時と嘱託とアルバイトいうんですか、これで2名というような説明であったかと思いますが、その説明の折に、対応できない場合にはと、こういうような説明であったかと思いますが、合計が370、大方380万ぐらいですか、短期の雇用にはつながっていくかと思いますが、やはり、できうれば役場の職員、いつも申し上げますが、260人か70人、有能な職員ばかりでございますので、私は、できうれば職員で対応していただきたいと思うので、お尋ねいたします。 それから、プログラムですが、中讃広域のほうでプログラムは作っておられるというような説明で、その費用が250万円と聞いたと思います。それで、専用のパソコン、これも計算いたしますと、約70万かなと。それで、これはあくまでもリースであるということでありまして、これは国からお金が出るからということかと思いますが、しかし、その中で、専用のパソコンがいて、こういうような説明であって、国からお金が出るから専用パソコンもリースするんだと、こういうようなお考えかとは思いますが、やはり最近のパソコンは、非常に容量が大きいし、当然、役場にあるパソコンでも十分これに対応できるパソコンが1台2台は、
--	--	---

	谷森議員 末武議長 栗田総務 課長 末武議長 谷森議員	たとえば、あまり使っていないパソコンとかそういうなんがあるかと思います。だから、そういうなんを使えば、それに対して、それだけのお金もいらないから、国へ返すということも可能かと思ひますし、いわゆる国から出るから使こたらえんやと、こういうような考えはあまり正しくないんでないかと思ひます。 それから、今いう定額給付金に關しての事務費いふんですか、合計で1446万円と、こういうような多額の費用があるわけですが、職員で対応すれば、これほどの金額は入らなくて済むのではないかということでお尋ねいたします。 それから、児童の子育て応援特別手当給付金ですか、これは受付開始から6ヶ月と、こういう説明であつたわけでありましたが、この場合に申請する方が忘れとつたか何かで漏れがあつた場合には、個別に町役場の方から通知とか対応されるのですか、お尋ねいたします。 総務課長、栗田昭彦君。 谷森議員さんのご質問にお答え申し上げます。 まず、人件費についてでございますが、当初、藤田議員さんのご質問にお答えさせていただきましたように、職員で対応できる部分につきましては、職員で対応したいというふうに考えております。ただ、3月までに事務手続きにつきましては、ほとんど仕上げていかなければならないというふうに考えております。3月、年度末でございますので、非常に各課、繁忙期でございます、果たして、どれだけの職員がこの事務に従事できるかというところの部分もでございます。こういう事務につきましては、経験したことがないというふうにもございまして、今回お願い申し上げますのは、財源を確保したいという部分でございます。そういう意味から、考えられるMAX、多くてこのぐらにかかるといふ部分もでございます。そういう意味で、臨時、あるいは嘱託で対応するという経費を計上させていただいているということでございます。 それから、パソコンの使用の問題でございますが、これにつきましても、同じような内容でございまして、正直な話、最大でどこまでこのパソコンが必要なかということも、予想の範囲でございます。パソコンにつきましては、一応6ヶ月、3台を予定をいたしておりますが、これにつきましても、当初は申請書返ってくるのが非常に数が多いというふうなことの可能性が強いんでございますけれども、後半になりますと、このへんもだいぶ数も減ってこようと思ひますので、このへんの調節は、様子を見ながら、レンタルの台数につきましても考えていく必要があるというふうに考えております。 ちょっと待って。 総務課長、お尋ねするようになるんですが、別に国からくれるから言うて、使い切らなくていいんじゃないかと、こういうことを申し上げたんで、そのことについての、たとえば具体的に申し上げますと、通信運搬費にしたって392万と。これがどうい
--	--	--

谷森議員	う形でいるんかというようなことで、やはり、節約できることは節約して、不用額で国へ返せばいいんでないかと、こういうふうに思うんで、この点のお答えをお願いいたします。
末武議長	栗田昭彦君。
栗田総務課長	谷森議員さんご指摘のとおり、節約しなければいけない部分は当然節約いたしてまいりたいというふうに思っております。その結果、交付予定の金額を下回るということがあれば、国のほうへお返ししなければいけないというケースが起こるかもしれませんけども、できるだけ町といたしましては、事務費を有効利用したいというふうに考えております。有効利用して、その結果、不用額が出たという場合は、その時に、そういう対応をしなければいけない部分もあるというふうに思っております。
末武議長	實智課長。
實智福祉保健課長	谷森議員さんのご質問でございます。 漏れがあった場合、どのような措置をするかということでございますけれども、子育て応援特別手当の場合の２３０、今のところ２３９名、世帯ですか。数が少のうございます。今、もうリストもあがっております。それでチェックをかけまして、申請書が届かない場合、この場合には連絡をとって、漏れないようにしたいというふうに考えております。 それと、若干２５０の予算を組んでおりますけど、不用額が出た場合、この場合には返還するというところでございます。
末武議長	１８番、高木堅君。
高木議員	基本的に考えていただいて、町長を筆頭に、総務課長、全職員にあたるわけですが、従前、行政等が行ってきた、過去において、町民が納税しとりましたね、納税の還付金を各戸に配布しよった時期等があったかと思うんですわ。その時には、今で言う、当然今頃やったら言われるやろと思うけど、封筒の上へ家の名前と金額まで入れて、印もろて、各自治会でそういったことをやつじょったわな。そういう経緯で長年やってきたと思うん。これは早よ言うて、定額やわな。あんたんところが２人やったら２人、３人の人は３人、金額、中身分かつとることやな。これはもうぴしゃっと別に提示してもええっちゅうことやな。そういう点、もっと、用でもない経費を使わんでええんでないかと、各議員がそれぞれ言われること同じことだと思いますが、まんのう町の職員も、自治会によっては２人３人、職員が在住しとるところもあろうかと思うん。当然、その職員は家庭内のことは十二分に把握しとると思うん。町の都会やあんなんと違うん。そのへんも十分考えていただいて、とにかく的確にそれが施行せられた場合は、当人に渡るような方法をとっていくべきでなかろうかと思うし、当然そういった分がかなえれば、経費等も軽減してくると。なおかつ、やれるだけのことはやってみて、臨時嘱託賃金、臨時アルバイト賃金、当然ですけど、通信運搬費等いろんな面で、今これ考えるべきでないかと思うんですが、当然、国からのいただきにしていでも、税金で賄われていることでございますので、とにかくまんのう町

	高木議員 末武議長 川原議員	はまんのう町として、とにかく税金を大切に使いたいという、ここで対外的にアピールする意味においても、考えることは十二分に考えていかななくては行けないと。私はそういうふうな気持ちを持っておりますので、今後、こういったことが多々、まだこれで終わりかも分かりませんが、今後、こういった国の施策等が打たれた時に、十二分にこの税金が貴重に使われるように、また、住民に1円でも多く出せるような方法を考えてあげるのが行政、また、我々議員の立場でなかろうかと思います。住民にとにかく1円でも身に付くようなことをしてあげるのが我々の立場だと、そういう認識を持っておりますので、今後こういったことがある、時には、やはり、突如考えるんでなくして、いろんな方面を考えて、幸いにしてまんのう町合併して、大勢の職員がそれぞれ自治会によって、先にも言いましたが、2人、多いところは3人おるかも分かりませんが、たいへんそういった、全般的に職員も分布しておりますので、そのへん100%使っていただきたい。かように思います。 なお、こないだの前例ですが、まんのう町の商品券の発行、あの時に商工会の職員、私も間で見にいったんですけど、ほんとに、晩も寝んようなぐらいなかつて、それこそ力いっぱいやって、あれだけのことを振り切ってやれると。やはり、それなりにやろうと思ったらやれるという感触持っておりますので、まんのう町の職員にも、十二分に認識をしていただいて、住民から喜ばれるような職員になっていただきたい。かように思えます。これは町長にせい、町長を筆頭に総務課長、また職員の方の答弁はいりません。私はそういった分の今後に対しての、今回は無理かも分かりませんが、今後に対してのそういった気持ちは持つといってもらいたい、かように思いますので、切にお願いいたします。 川原茂行君。 この件につきましては、国会が可決されるだろうということで、全国の自治体、いろいろ頭を悩ましておる問題であろうと思います。我がまんのう町を振り返ってみますと、非常に高齢者が多く、いわゆる独居老人、老夫婦、こういうパーセントが非常に高くなっておる。そういうなかで、ひとつ間違えば、最近多くやられております振り込め詐欺、こういう問題が非常に過敏になっておるわけですね、高齢者の方は。そういうこと、私の自治会をひとつ申し上げますと、町の職員は皆さん方どうお考えか知らんけども、家庭いって、すぐもんでくればいいですよ。あそこ遅れとるから行って、何ぼ呼んでも出ませんよ。自治会の方が必ずついて行かなんたら出ませんよという家庭もあるんです。そういうこと、皆さん方認識ないんじゃないかと思ってね、この件に関して。そういうところを実際に把握はしてないん。皆さん方が行って、何遍行っても出てきませんよ。もう出てこんようになつとんや、そういう感覚になつとん。自治会の方がついていって、こうこうこうした者ですけどと言わなんたら出てこんのですからね。簡単にすぐもんでこんとこ行って話ししたらいいじゃないかというお考えが、基本的にはひとつ考え直していただきたい。これ1点です。 もう1点は、全国の自治体が知恵をしぼって、これ税金なんですから、仮に2割少なくすれば、すごい金になるんですよ。くれ
--	----------------------------------	---

川原議員	た金だから、有効に、その有効の仕方なんです。使ったらいけないじゃないかという考え方は、私は基本的におかしい。全国の自治体すべてが知恵を出して、どうやってスムーズに公平にすっといけるかという知恵を出して金を残していくという考え方が基本的に必要であろうと、こう思っておりますので、執行部の認識をお聞かせいただきたいと思います。
末武議長	総務課長、栗田昭彦君。
栗田総務課長	川原議員さんのご質問にお答え申し上げます。 先ほどから申し上げておりますように、返事をいただけない方に対する処理をいかがするかということでございます。当然、様々なケースがあるというふうに考えております。それぞれのケースにどのように対応するかというのは、ケースケースで対応の仕方も、当然変わってくるというふうなことは承知をいたしておりますが、その対応の1つとしては、当然、自治会の役員の方にもご協力をいただかなければいけないケースもあるというふうには思っております。その場合は、自治会の役員の方にもご無理をお願いして、周知を、町のほうから一緒に行っていただくとか、そういう対応も考えなければいけないというふうに思っております。 それから、事務費の有効な利用、これは当然でございます。先ほども申し上げましたように、国からいただけるからいうて、それを使っていればいいじゃないかという、そういう安易な気持ちは持たずに、今回の事務につきましては、有効な利用をさせていただきまして、不用が出ましたら、また還付するというようなことも、そういう考え方も前提にして望んでまいりたいというふうに考えております。
末武議長	16番、川原茂行君。
川原議員	総務課長のお考えは察するわけですが、当初、この臨時議会、今日始まったときに、これはあくまで自治会の方に、相当な協力をお願いせないかと、そういう姿勢が見えなかったから、私、こういう話をさせていただいたんです。これは、執行部サイドで、これだけのことを考えてやろうとしよんやという、その意志は分かるんですが、冒頭に、どうしても自治会の皆さんの協力なくして、これは公平にはいかんという、そういう姿勢がなかったから、私はお聞きしたわけですので。そういうきちんとお考えがあるんだったら、冒頭に、これは自治会の皆さん方の協力なくしていきませんと、そういう言葉がほしかった、姿勢がほしかったというのが私の考えですので、今後、ぜひこの点については深く掘り下げていって、本当に皆さん方に行っていただくのは結構なんです、なかなかそうはいかないところあります。私も確かに、自治会の方がついていかなんだら戸を開けていただけないと、何ヶ所も自分自身が分かっておりますので、そういうところはいろんなところにあると思います。この点を重ねてお願い申して終わります。
末武議長	加地禎君。

	加地議員	いろいろ多くの議員から、いろいろな意見が出ておるんですが、私、端的に申し上げますと、合併して、職員の少々の余力もできておるように、私、個人的には考えておる。職員のほうから言わせますと、仕事が非常に多忙で余裕がないというようなことも申されております。職員のほうはそういうように思いますが、一議員なり、住民から見ますと、合併してだいぶ職員数も増えておるから、職員の仕事の稼働率も非常に少のうなってきたおるんでないかというようなことも、町民からも意見を聞くんですが、ちょっと常識はずれでございすけれども、まんのう町もちょっと変わったこともやってもいいんじゃないかなという考えがあるんですが、この事務の助成金、事務費ですな、端的に言いますと。通信費やそいなん別として、これ満額いただかん返還したらどうな、ほんだらまんのう町も有名になってくるんじゃないかなろうかと思うんですが。 それともう1点の児童助成金、この分については、民生委員が自ずから各地区で任命せられております。この民生委員は児童福祉民生委員、これもう明らかに厚生労働大臣から辞令をいただいてやっておる権威ある児童福祉民生委員です。こういった方は、各家庭の母子家庭とかあるいは生活保護、一歩踏み込んだ1つのプライバシーを厳守する児童委員であります。そういうことを考えてみますと、この児童手当については、やはり満額をいただいて、子育て支援については有効利用するには諸手を挙げて、私は賛成をいたすんです。それについては、やはり、児童福祉民生委員の方に、こういうことについては、ひとつ出番をいただいて、ご協力して、率先的指導をしていただくと、そのような形にしていいただきたらと思うんですが、町長に楯突くようになりますけど、事務費については、無理に何百万ときておりますけれども、通信費あるいは事務費は別といたしまして、それ以外のものについては、まんのう町の議会としては承認をいただけると、返還するということになれば、一町長のほうにも胸張って、国なり県のほうへできるんでなかろうか、そのように私は、個人的な考えでおります。そのような形をとっていったらどうかと思うんですが、採決とる前に様々な、議会が始まる前に古参議員やいろいろ議員の意見を聞いてみますと、そう簡単に採決をとるという形とらないで、ちょっと暫時休憩していただきまして、それぞれの議員の意見を把握して、集約して採決をとっていただく、そのような形をとっていただきたい。議長にご提案申し上げます。以上です。
	末武議長	ここで50分まで休憩いたします。 (休憩 10時38分)
	末武議長	休憩を戻して会議を再開いたします。 (再開 10時50分)
	白川年男議員	白川年男君。 要するにホームレスとか住所不定、そのへんの問題ですけど、私も他の地区で知っとる人がおるんですけど、何ヶ月の間に窓口に行ったら、そういうふうな手続きができるもんかどうか、そのへんの鳩山総務大臣か、そういう人にも、ホームレスとかそうい

白川年男 議員	うふうな人たちにも押しなべて平等に手を差し伸べると、そういうことも国会の答弁で聞いとんですけど、そのへんについて、町としてどのように対応していくものか、ちょっとお願いしときます。
末武議長	栗田昭彦君。
栗田総務 課長	白川年男議員さんのご質問にお答え申し上げます。 この基準日というのが、本年の2月1日の住民基本台帳の登載の状況を基にして、それぞれの自治体の支給対象者を決めるというのが原則でございます。正確な答弁は控えさせていただきますが、ホームレス、あるいは住所が定まってないというか、表現は悪いんですが住所不定の方等の対応につきましては、2月1日、すでに済んでおりますので、それらに該当する方については、今回は支給の対象にならないというのではなかろうかというふうに考えております。なお、この内容につきましては、再度、調べさせていただきますして、またお返事はさせていただきたいというふうに考えております。
末武議長	7番、白川美智子君。
白川美智子 議員	私も聞こうと思うことは、今、白川年男さんが言ったことと同じなんです。そして、先般も丸亀の公園で住所がない、職を失って住所がないという方が、公園のトイレで生活している。この人も生活保護の申請をしたと聞いております。それで、年男さんの関連した質問であります。
末武議長	他に質疑はありませんか。
本屋敷議員	3番、本屋敷崇君。 皆さんの意見を聞いている中で、1点、今の予算で挙げていただいているのも1つの手ではあると思うんですが、先ほど高木総務委員長が言われたように、自治会で配布するというのが可能であるならば、1回で各自治会のほうに配れますので、何回も郵送手数料がかかることもなく、事務の煩雑さが1回で済むということは大きなメリットでないかと思うんですけれども、それで1戸あたり千円なりの補助をつけると、7千戸ありますから約700万、それで700万で、各自治会には戸数あたりの自治運営費に充てていただくというふうにすれば、合併してから各自治会のほうも自治運営のほう減らされた中で、結構厳しい中で運営しておるのも事実ですので、そういうことができるのかどうか、まずそこを、今回、事務手数料の中に、こうこうこういう事務をしないよと、そうしたもんに対しては補助対象といたしますというようなものがあるのかどうか、そういうのがなく、ただ配ってくださいますよと。その配るのに対しては、経費というのは委託料であり、何であれ持ちますよという国の指針なのかどうかだけを、ちょっと教えていただきたいと思います。
末武議長	総務課長、栗田昭彦君。

	栗田総務課長 末武議長 本屋敷議員 末武議長 末武議長 藤田議員	本屋敷議員さんのご質問にお答え申し上げます。 今回、国のほうによるお話では、申請書の自治体から対象者への連絡法としましては、信書をもって行いなさいよというような内容がございます。いわゆる信書というのは、郵便等をもって送付するというようなことでございますので、それに基づきまして、町としても対応するように考えております。 それから、他の事務につきましては、ある程度大枠といいますか、主たるものがございます。それは、町が申請書を発送してから、最終的には給付金を支給するまでのそれぞれの流れを、国としてのマニュアルはございます。基本的には町はそれに従って、事務手続きを進めていくというふうになると思っております。 3番、本屋敷崇君。 現在の方法でしか、配布は難しいという答えでよろしいですか。 他に質疑はありませんか。 (「なし。」) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。これにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 9番、藤田昌大君。 申し訳ないですが、建前で反対討論させていただきます。 定額給付金の支給については、景気浮揚策だというのは1つの前提だろうと思ってます。景気浮揚策について、一般国民に1万2千円の定額の現金を渡してえんかいというのが、私の率直な考えであります。景気浮揚策であるならば、当然、他のいろんな議論がありますし、たとえば、消費税の1年間の中止とか、いろいろな部分がありますし、小泉内閣が発足以降、定額減税を廃止した中で、こういった部分が、国民の経済が疲弊してきたわけでありまして。そして、結果的に、サブプライムローンを中心に全世界的な恐慌が起こってきたと。こういった中で、姑息なことをやっても、これは景気浮揚策にはならんという立場で反対したいと思うんです。と申しますのが、やはり、景気浮揚するのであれば、内需拡大をすること、これが一番重要な部分ではないかという
--	---	--

	藤田議員	ことであります。ですから当然、労働者の賃金を上げるなり、実質的な所得が増えていけば、内需は拡大していくわけでありすけれども、今、1万2千円の定額給付金を渡したところで、どなんなるんやと。こらもう全部置とかないかんいうて、内需拡大になるとは、僕は考えられんです。たとえば2兆円の経済効果があるといいながら、果たしてどれだけの経済効果があるか、これは全然経済効果が認められないと、そういった部分もありますし、そしてまた、するまでにはいろんな方法がありながら、現在の自民党の制度そのものですよね、迷走している状況でしょう。そういった中で、強行していくなり、こういったことする自体が、私、町民に対する答えにはならないと思うんですよね。ですから、そういった立場で、一番の大きな問題が、疲弊した経済を活性化させるという立場の中では、この定額給付金制度では、それはできないということは考えております。そしてまた、町民そのものも、こんなんもろてもいかんやないかという声が非常に多いように、僕も聞きます。そういった中では、やはり国の施策でありますので、どうなるかは分かりませんが、一般会計の全体の分でありますので、総務費の分については反対せないかんし、民生費については賛成せないかんのでありますけど、一括ですので、この議案については、反対の立場で意見を言うときたいと思いますので、よろしくお願いします。
	末武議長	2番、小亀重喜君。
	小亀議員	賛成の立場から討論させていただきます。今おっしゃられたように、確かに経済浮揚効果につきましては疑問の残るところです。6割7割の国民の皆さんが、どうだろうという判断を下されてます。ただそれと同時に、片一方では、もらえるもんならもらいたいという、これもまた住民の偽らざる心境じゃないかなと思います。当町が定額給付金をもらう、それについて施行するということになりましたら、少なくとも準備を進めていかなければならないのは仕方がないことだと思います。買い物行くにつきまして、財布持たずに買い物にはいきませんので、そういう面で準備をせざるを得ないということで、消極的ながら、これは前に進めざるを得ない、そういう意味で賛成討論とさせていただきます。以上です。
	末武議長	他に討論はありませんか。 (「なし。」) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第1号 平成20年度まんのう町一般会計補正予算案第4号、 16番、川原茂行君。
	川原議員 末武議長	いろいろ事務的な、議会議員としての事務的なことがありますので、再度休憩を願います。 15分まで休憩いたします。

(休憩 11時5分)

	末武議長	休憩を戻して会議を再開いたします。 (再開 11時15分) これより、議案第1号 平成20年度まんのう町一般会計補正予算案第4号を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 (起立多数) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。これにて、平成21年第2回臨時会を閉会いたします。 (閉会 11時18分)
--	------	--

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年2月19日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

